

静岡市子ども・子育て支援プラン（静岡市子どもの貧困対策推進計画） 見直し案に対する市民意見の募集結果について（報告）

本市の厳しい環境に置かれた子どもと家庭を支援するため、平成 27 年 3 月に策定した「静岡市子どもの貧困対策推進計画」（平成 27 年度～31 年度）を見直すにあたり、見直し案に対する意見を市民の皆様からいただきました。

意見募集手続の概要及び結果、並びに、今後の手続について、下記のとおり報告します。

1 意見募集期間

平成 30 年 2 月 1 日（木） から 平成 30 年 3 月 2 日（金） まで

2 意見提出方法

子ども未来課への持参、郵便、ファクシミリ、市ホームページからの電子申請

3 募集結果

受付件数 3 件

（持参 1 件、ファクシミリ 1 件、電子申請 1 件）

4 意見の分類及び件数

意見総数 3 件

- | | |
|-------------------|-----|
| ・ 保護者の就労の支援に関すること | 1 件 |
| ・ 切れ目のない支援に関すること | 1 件 |
| ・ 子どもの居場所に関すること | 1 件 |

5 意見の内容と本市の考え方

別紙のとおり

6 今後の手続

今回寄せられたご意見については、今後の施策運営の参考とさせていただきます。

静岡市子ども・子育て支援プラン（静岡市子どもの貧困対策推進計画）見直し案に対する
意見の内容と本市の考え方

No.	区分	意見等	左に対する市の考え方
1	保護者の就労に関する事	<p>「保護者の就労の支援」において、就労支援専門員等による支援（ひとり親への働きかけ）が重点支援になっているが、これだけでは正規雇用につながらないとする。長時間労働が求められる正社員は実家のバックアップ等がない限り、物理的にできないために、就労意欲は高いものの非正規雇用を選択せざるを得ないひとり親は多い。</p> <p>そこで静岡市には「企業へ就労環境改善の働きかけ」をお願いしたい。人材不足の業界では、子どもの年齢に応じて非正規から正規に進める場所も出てきている。この施策については、「ひとり親への働きかけ」と静岡市から「企業への働きかけ」を両輪とすることで成果が出るとする。</p>	<p>家庭生活を安定させるためには、保護者が希望する仕事につくことが重要と考え、今回、計画において「就労支援専門員等による支援」を重点取組に位置づけました。</p> <p>ご指摘のとおり、保護者、とりわけひとり親については、就労や家事・育児などを一人で担わなければならないことから、就労の支援にあたっては、生活面も併せて支援する必要があると認識しており、計画には生活を支えるための事業も位置付けています。また、教育や福祉だけでなく、雇用など幅広い分野での連携が必要であることから、本市における経済・産業を所管する部局である経済局など、庁内関係局との連携に努めてまいります。</p> <p>頂いたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2	切れ目のない支援に関する事	<p>本事業は、子どもとその保護者への支援であることは確かです。しかし、その支援にかかわる関係機関への支援も必要だと考えます。とりわけ、「切れ目のない支援」の視点から、子どもの年齢が進んでも一貫して支えるシステムが求められます。就園前、幼児教育、小学校、中学校、高等学校等と子どもたちは進んでいきますが、その引継が十分ではありません。保護者情報も同様です。</p> <p>経済的・健康的・発達のなど様々なことを保護者と関係機関が情報共有することが理解や支援の第一歩となりますが、支援が必要な保護者はそうしたことをおっくうがる傾向が強くなるように感じます。静岡市には「すくすくファイル」という内容的に優れたツールがありますが、保護者全員配付をやめてしまっただけからは、「特別な子ども用」という意識が前面に出てしまいました。これの活用、またはこれに代わるものの開発で、継続した記録による切れ目のない支援が各関係機関で進めやすくなるようなシステムを作っていくことが大切かと思えます。保護者は、教育機関が変わるたび、担当が変わるたびに同じような切ない話をしなくても済むようになるでしょう。</p>	<p>子どもとその保護者を「切れ目なく」支援していくには、まず、子どもや保護者に関わる支援者が、困っているという状況に「気づき」、関係機関との連携を通じて必要な支援に「つなぐ」ことが重要であると考え、重点取組として、学校等の教職員に対する研修やスクールソーシャルワーカーによる支援の就学前段階や中学校卒業後への拡充、行政・学校・地域など関係機関による情報交換・情報共有の場の開催などを位置づけました。</p> <p>こうした取組を通じて、支援を必要とする子どもや保護者に、必要な支援が適切かつ継続的に行われる体制づくりに努めてまいります。</p> <p>頂いたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3	子どもの居場所に関する事	<p>「課題3 体験・経験や居場所に関する事」およびその解決の方向性には、「家庭状況に関わらない学び・体験の機会の提供」や「中高生の居場所づくり」について記載がありますが、「重点取組」からはその部分が十分であるようには読み取れません。学習支援はもちろん重要ですが、それにとどまらない支援・日常の居場所を必要としている子どもたちは大勢います。そのため場所として、「施策体系と実施事業」内「生活の支援」にある「児童館での居場所事業」を周知してはどうでしょうか。利用者だけでなく教育現場においても「幼児や小学生の遊びの場」と捉えられがちで、18歳未満までの児童が利用対象であることや居場所としての役割をあまり認知されていないように感じます。</p>	<p>重点取組については、今後、事業を拡充したり、新たに実施したりするなど、特に重点的に取り組むものについて整理したのですが、ご指摘のとおり、児童館は幼児期や学童期だけでなく、中高生まで利用できる施設であり、子どもたちにとっての体験の場や居場所として重要であると認識しています。</p> <p>したがって、重点取組に限らず、取り組む各事業について、対象や役割などを含めた周知を工夫し、利用につながるよう努めてまいります。</p> <p>頂いたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>